
運営規定

[制定年月日：2009年4月1日]

指定訪問リハビリテーション・指定予防訪問リハビリテーション

医療法人社団 青優会 南小樽病院

目次

第1条	(事業の目的)	2
第2条	(運営の方針)	2
第3条	(名称及び所在地等)	2
第4条	(従業員の職種、員数及び職務内容)	2
第5条	(営業日及び営業時間)	3
第6条	(利用料等)	3
第7条	(苦情の取り扱い)	3
第8条	(個人情報の取り扱い)	4
第9条	(虐待の防止のための措置)	4
第10条	(その他運営についての留意事項)	4
附則	6

第1条（事業の目的）

医療法人社団青優会南小樽病院（以下「病院」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションは要支援者・要介護者（以下「利用者」という）に対し、その利用者がその有する能力応じた日常生活を営むことができるよう適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

病院は利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供に努めるものとする。

病院は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条（名称及び所在地等）

指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院
所在地	小樽市潮見台1丁目5番3号

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

No.	職種	必要数	備考
1	医師	1名	● 常勤専任

No.	職種	必要数	備考
2	理学療法士	2名	● 常勤専任
3	作業療法士	1名	● 常勤専任
4	言語聴覚士	1名	● 常勤専任

理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士は居宅を訪問し、医師の管理の基に、利用者のリハビリテーション及び家族に対する療養上の必要な事項の指導、助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00

第6条（利用料等）

訪問リハビリテーション及び予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その基準の額とする。

前項の費用の支払いを受けた場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

第7条（苦情の取り扱い）

当病院の提供に対する要望又は苦情について地域医療連携室（医療福祉相談室）が対応する。

第8条 (個人情報の取り扱い)

個人情報保護規定に従って個人情報を保護いたします。

第9条 (虐待の防止のための措置)

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

第10条 (その他運営についての留意事項)

- (1) 指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションを提供する病院は、従事者の資質の向上をはかるための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後 1 ヶ月以内
継続研修	年 1 回

- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- (3) 従業者でなくなった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は隨時協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この指針は、2009年4月1日より施行する。
2. この指針の改定年月日は、次のとおりとする。

No.	改定日	改定内容
1	2009/4/1	新規作成
2	(省略)	
3	2017/4/1	改定
4	2024/4/15	第9条（虐待の防止のための措置）追加
5	2025/4/1	第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）言語聴覚士を追加